附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第一条中国立国会図書館資料利用規則第十一条の二の改正規定及び次項の規定は、平成二十八年十一月四日から施行する。

（経過措置）

2　東京本館における当日利用カードによる入館等については、第一条の規定による改正後の国立国会図書館資料利用規則第十一条の二の規定にかかわらず、平成二十八年十二月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3　第一条の規定による改正前の国立国会図書館資料利用規則又は第二条の規定による改正前の国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則に規定する様式による郵送用資料複写申込書は、この規則の施行後においても、当分の間、使用することができる。

○国立国会図書館規則第九号

国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十一月二日　国立国会図書館長　羽入佐和子

国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則

国立国会図書館組織規則（平成十四年国立国会図書館規則第一号）の一部を次のように改正する。

第五十七条中「及び電子資料室」を削る。

附　則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

○国立国会図書館告示第三号

複写料金に関する件の一部を改正する件を次のように定める。

平成二十八年十一月二日　国立国会図書館長　羽入佐和子

複写料金に関する件の一部を改正する件

複写料金に関する件（昭和六十一年国立国会図書館告示第一号）の一部を次のように改正する。

第一項の表マイクロフィルムからの電子式引伸印画の項中「マイクロフィッシュ」を「マイクロフィッシュ」に改め、同表マイクロフィルム又はマイクロフィッシュからの印刷出力による印画の項中

A四	一枚につき十四円（二十円）
B四	一枚につき十四円（二十円）

を、

A四	一枚につき四十六円（五十円）
B四	一枚につき四十六円（五十円）

に改め、同表マイクロフィルム又はマイクロフィッシュからの印刷出力による印画の項を次のように改める。

マイクロフィルム又はマイクロフィッシュからの印刷出力による印画	カラー以外のもの	A四	一枚につき十四円
		B四	一枚につき十四円
		A三	一枚につき二十八円
	カラー	A四	一枚につき四十六円
		B四	一枚につき四十六円
		A三	一枚につき九十二円

附　則

1　この告示は、平成二十八年十一月二十九日から施行する。

2　この告示による改正後の複写料金に関する件の規定は、平成二十八年十一月二十九日以後に申込みを受理した複写について適用し、同日前に申込みを受理した複写については、なお従前の例による。

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第３６６号

栃木県宇都宮市下田原町2862番地147

債務者　仲野総業合同会社

代表者代表社員　仲野　敏彦

1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　石川　雅之

4　破産債権の届出期間　平成28年11月16日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月13日午前10時15分

宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第７２６４号

東京都葛飾区鎌倉３丁目40番９号

債務者　有限会社プライス

代表者代表取締役　松本　淳治

1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　大島　義孝

4　破産債権の届出期間　平成28年11月16日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月19日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７２７８号

東京都千代田区内神田２丁目４番４号　ＭＥ内神田ビル１階

債務者　株式会社常陸食産

代表者代表取締役　八巻　航

1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　福本　悦朗

4　破産債権の届出期間　平成28年11月16日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月12日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７２８９号

東京都荒川区東尾久３丁目11番５号

債務者　有限会社矢島工芸

代表者代表取締役　矢島　庄三

1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　高井　重憲

4　破産債権の届出期間　平成28年11月16日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月19日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７２９６号

東京都足立区花畑４丁目30番７号

債務者　株式会社ベストプレース

代表者代表取締役　石川　恭久

1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　鈴木　周

4　破産債権の届出期間　平成28年11月16日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月19日午前11時

東京地方裁判所民事第20部